

## 産業廃棄物処理施設の審査基準

(平成29年10月1日改正)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
  - (1) 3部(正本、副本、写し)そろっていること。
  - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
  - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
  - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が次の基準に適合していること。
  - (1) 最終処分場以外の場合  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第12条及び第12条の2で定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
  - (2) 最終処分場の場合  
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)第2条第1項で定める産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 4 申請者の能力が、その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って、当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
  - (1) 申請者の能力に係る基準
    - ア 次に掲げる者が、施行規則第17条第1項第1号から第3号に掲げる資格を有すること、又は(一財)日本環境衛生センター(神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6)が実施する廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】又は廃棄物処理施設技術管理者講習【管理課程】を修了した者であること。
      - (ア) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第6条の10に定める使用人
      - (イ) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第6条の10に定める使用人
- 5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 6 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号トに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。
  - (1) 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
  - (2) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、施行令第4条の6各号に掲げる法令若

しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

- (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和26年法律第249号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）や農地法（昭和27年法律第229号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第26条第1項の規定により氏名又は名称及び住所等を公表され、その公表の日から1年を経過しない者
- (8) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な施設の設置及び維持管理を期待しえないと認められる場合

## 産業廃棄物処理施設の経理的基礎に関する審査基準

(平成25年3月29日改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の2の3第1号に定める、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

### 第1 営業実績が3年以上ある法人の場合

#### 1 次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前3の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。
- (2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
- (3) 直前事業年度において債務超過でない。

#### 2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士または公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (1) 直前事業年度において債務超過である。
- (2) 次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。

イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。

- (3) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10パーセント以上である場合で、次のア又はイに該当する。

ア 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。以下同じ。）において0以上、かつ、直前事業年度において0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益等金額－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）がマイナス200パーセント未満である。

イ 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに0未満の場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益金額等－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）が100パーセントを超えている。

## 第2 営業実績が3年以上ある個人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

(2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある。

(2) 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある。

## 第3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

## 第4 この審査基準は、平成25年4月1日から施行する。